

緊急事態宣言の再発令により影響を受けた皆様へ

飲食店の時短営業等により 影響を受けた事業者に一時金を支給します

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や
不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、
売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

① 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に
提供される財・サービスの供給者を想定しています。

または、

② 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛
による直接的な影響を受けたこと

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の
影響を受けた者を想定しています。

により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が
対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること。

支給額

法人 最大60万円
個人事業者等 最大30万円

算出方法： 前年（または前々年）1～3月の事業収入
－（前年（または前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3）

申請受付期間

2021年3月8日（月）～5月31日（月）

経済産業省 中小企業庁
が実施している事業です

※このチラシは滋賀県が経産省のチラシを一部加工したものです

右記QRコードを読み込むと事務局HPに移動します。

<https://ichijishienkin.go.jp>

【申請者相談窓口】

TEL: 0120-211-240（無料）

IP電話等から: 03-6629-0479（有料）

